

平成21年(受)第9号 内海ダム再開発事業認定処分取消請求事件(以下「第1事件」という。)

平成22年(受)第13号 内海ダム再開発工事収用裁決等取消請求事件(以下「第2事件」という。)

判 決 骨 子  
主 文

- 1 本件収用地上に立木を有していると主張しているが、これが認められない原告らの訴えをいずれも却下する。
- 2 その余の各事件原告らの請求をいずれも棄却する。

理 由

第1 第1事件の争点に関する判断

1 本案前の争点(第1事件原告らの原告適格の有無)

第1事件原告らのうち一部の者については、本件全証拠によっても、本件収用地上の立木の所有権を有しているとは認められず、本件事業認定の取消しを求めるにつき法律上の利益を有しているとはいえない。

2 本案の争点(本件事業認定の適法性)

(1) 四国地方整備局長の裁量権の範囲に関する判断の枠組み

土地収用法に基づく事業認定は、事業計画の内容やこれが達成されることによってもたらされるべき公共の利益、事業計画において収用の対象とされている土地の状況等の諸要素、諸価値の比較衡量に基づく総合判断として行われ、多種、多様な公共の利益と私的な利益の比較衡量を必要とし、専門技術的、政策的な判断を伴う。

そのため、本件事業認定に関する判断については、四国地方整備局長が裁量権を有するところ、その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠く場合、又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠いたり判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその

内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。

(2) 本件事業の施行によって得られる公共の利益

ア 治水

別当川流域では、過去にも昭和49年や昭和51年をはじめとして大きな洪水被害が発生しているにもかかわらず、現在の内海ダムの治水機能や別当川の流下能力では、既往最大である昭和51年台風と同程度の降雨量を安全に流下させることはできないから、別当川では治水対策の必要性がある。この点、新内海ダムを建設し、これにより洪水調節を行うとともにわずかな区間で河道改修を行うことによって、昭和51年台風と同程度の降雨量を安全に流下させることが可能になるから、本件事業には有効性が認められる。

イ 利水

小豆島町では平成18年度において安定水源だけでは1日最大給水量を賄えない状況にあり、平成19年度以降も給水人口の減少が予測されたとはいえ、安定水源だけでは1日最大給水量を賄えない状況に変わりはなく、安定水源からの取水だけでは最大で1日当たり1000<sup>m</sup>を超える不足が生じることが見込まれていたのであるから、将来にわたり安定的に取水できる新規の水源を確保する必要性があったといえる。また、10年に1度の程度で発生する渇水時には、別当川の流水がほとんど見られなくなってしまうという状況からすると、この場合においても一定の流量を確保できるよう対処する必要性も認められる。この点、新内海ダムを建設することにより、水道用水として1日当たり1000<sup>m</sup>を取水することが可能になるとともに、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保することが可能になるので、本件事業には利水面での有効性が認められる。

(3) 本件事業の施行によって失われる利益

## ア 安全性

新内海ダムについては、ダムサイトの地質がダム建設との関係で強度や透水性に問題があるとはいえず、また、その構造については河川施設構造令等の各種基準に適合しているから、新内海ダムが安全性を欠いているとはいえない。

## イ 景観・環境

景観については、景観に関する専門家等の有識者や地元の関係者の間で検討を重ね、景観対策に関しおおむね賛同を得られていたことに加え、本件起業地が寒霞渓自体ではないことからすると、香川県や小豆島町が行った景観への配慮が不十分であったとはいえない。

また、香川県の環境調査でも希少な動植物の生息・生育環境に大きな影響を与えるような結果は確認されず、存在が確認された重要種についても一定の保全措置を講じることとされており、香川県や小豆島町の環境や生物多様性への配慮が不十分であったとはいえない。

## (4) 本件事業により得られる利益と失われる利益の比較衡量

本件事業によって治水面、利水面で得られる公共の利益は多大なものといえる。他方で、新内海ダムが安全性を欠いているとはいえず、環境・景観については、本件事業による影響は避けられないものの、一定の保全措置が講じられていること、本件起業地が寒霞渓自体ではないことなどを考慮すると、その影響は小さいといえる。

したがって、本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られる公共の利益は、これによって失われる利益に優越しているとして、本件事業認定を行った四国地方整備局長の判断に裁量権の範囲の逸脱、濫用はない。

## 第2 第2事件の争点に関する判断

### 1 本案前の争点（第2事件原告らの原告適格の有無）

第2事件原告らについては、証拠及び弁論の全趣旨により、本件収用地上の

立木の所有権を有していると認められるから、本件収用裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有していると認められる。

## 2 本案の争点（本件収用裁決の適法性）

前記第1のとおり本件事業認定に違法があるとは認められず、本件収用裁決固有の瑕疵については何ら主張立証がない以上、本件収用裁決に違法があるとは認められない。